鉾田市土採取事業規制条例

届出の手引き

(別冊 様式集)

鉾田市建設部都市計画課

令和 5 年 10 月

目 次

規則様式			
様式第1号	(第4条関係)	土採取事業届出書	1
様式第2号	(第7条関係)	土採取事業変更届出書	5
様式第3号	(第8条関係)	完了(廃止・停止)届出書	6
様式第4号	土採取事業標	識	7
様式第5号	(第11条関係) 承継届出書	8
指導要領様式			
様式第1号	道路使用計画	書	
様式第2号	土地目録		10
様式第3号	隣接地同意書		11
様式第4号	地元区長の意	見書	12
様式第5号	土採取事業状	况報告書	13
事前協議要領			
様式第1号	土採取事業に	関する事前協議申出書	16
様式第2号		報告書	
様式第3号	土採取事業に	係る地元関係者等の調整状況調書	22
参考様式			
		届出時の土地所有者の同意書	
参考様式	完了届出時の土	地所有者の承諾書	24
条例・規則等			
		施行規則	
鉾田市土採	取事業規制条例	指導要領	34
鉾田市十採	取事業の規制に	関する事前協議要領	43

様式第1号(第4条関係)

土採取事業届出書

年 月 日

様

氏名及び住所 (法人にあっては名称,代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地 電 話 番 号

鉾田市土採取事業規制条例第5条第1項の規定により、次のとおり採取計画を届け出ます。

採 取 計 画

1 土の採取場の区域

=C	- 	ШЬ	亚	地		目	面	積	土地を使用	土地所有者の
所	在	地	番	現	況	登記簿	平方ト	メ	する権利の 類	住所及び氏名
	計									

- 2 採取する土の量及び採取期間
 - (1) 採取する土の量 総採取量 立方メートル
 - (2) 採取期間 年 月 日から 年 月 日まで
 - (3) 作業時間 時から 時まで

3 土採取事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項

(1) 土採取事業の方法

掘削の手段	
掘削する高さ又は深さ	最大 メートル
隣地との距離	メートル

(2) 土採取事業に従事する者の数

人

(3) 土採取事業のための施設

採取(積込みを含む。)のための機械										
機械の名称	型式	公称能力	採取能力 (立方メート) ル1時間	台 数	1日平均 稼動時間	1 箇月平均稼動時間				

(4) その他の施設

4 土採取事業に伴う土砂の崩壊流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

土採取標識の設置場所	
□ c < 囲い柵の設置及びその方法	
土砂等の流出の防止のための 方法及び施設	
排水の処理のための方法及び 施設	
ふんじんの発生の防止の方法	

5 土採取事業に係る採取場跡地の整備に関する事項

(1) 採取場跡地の土砂等の崩壊の防止方法

土のの場	掘肖	间面(の高さ又は深	さ		メートル					
採	掘	削	面の勾	配		度					
取 形 後 面	掘肖幅	削面は	こ設ける小段	(D)		メートル					
		植		草							
法面	緑	種まき		き							
保		種	吹付	け							
護		植	樹種及び樹	齢							
の方	化		化	化	化	化		場所及び箇	所		箇所
法		樹	本数及び面	積	本 平	方メートル					
	そ		Ø	他							

(2) 採取跡地の処理方法

方法	
処理計画の概要	

- 6 採取した土の搬出方法に関する事項
- (1) 土の搬出方法

方 法						
能力						
1 日 当	たりの搬出量	1日当たりの搬出台数	搬	出	時	間
	立方メートル	延べ 台		時から		時まで
交 通 5	芸視人の数					
運搬車出2	し 口の標識の設備の					
土砂のチ	で散防止の方法					

(2) 国道又は県道までの搬出路

距離及び幅員	
種類	
同 意 の 有 無	
重量制限の有無	
舗装の有無	
通行人に与える 影響に対する配慮	

7 土採取事業の請負人及び現場責任者の氏名

			住	所	
請	負	人	氏	名	
			電話	番号	
			住	所	
現場	鳥 責 臼	者	氏	名	
			電話	番号	

8 土採取事業の目的

9 採取した土の搬出先の状況に関する事項

主たる土の搬	
出先の所在地	
搬出した土の	
処 理 方 法	

様式第2号(第7条関係)

土採取事業変更届出書

年 月 日

様

氏名及び住所

(法人にあっては名称,代表者の) 氏名及び主たる事務所の所在地) 電話番号

鉾田市土採取事業規制条例第5条第1項の規定による届出事項の一部を変更したので 同条例第6条第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 最初にした届出の受 理年月日及び番号

年 月 日第 号

2 変更内容

変	更	前	変	更	後

- 3 変更理由
- 年 月 日 4 変更年月日

様式第3号(第8条関係)

完了 (廃止·停止) 届出書

年 月 日

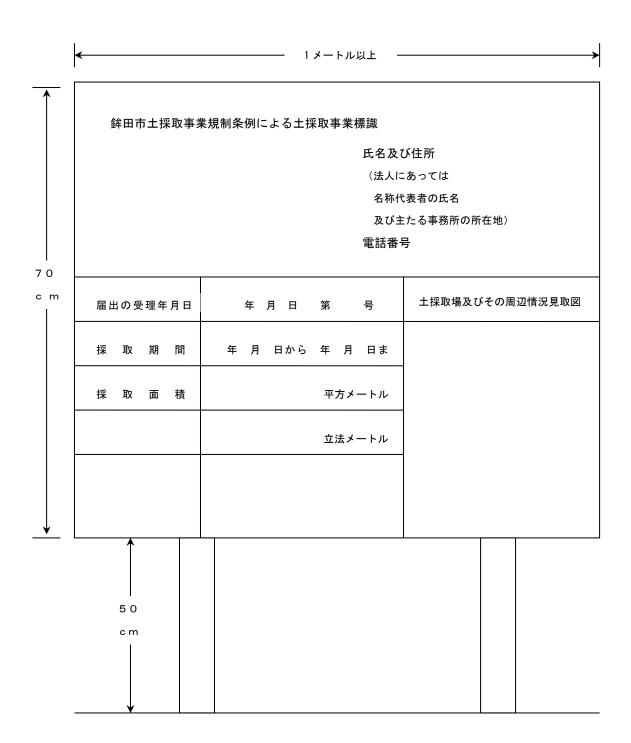
様

氏名及び住所 (法人にあっては名称,代表者の) 氏名及び主たる事務所の所在地 電話番号

鉾田市土採取事業規制条例第5条第1項の規定により届け出た土採取事業を完了(廃止・停止)したので同条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 届出書の受理年月日 及び番号 2 完了(廃止・停止) 年月日
 年 月 日 第 号
- 3 採取場跡地についての災害防止法又は当該採取場跡地の周辺の環境の保全のために とった措置

様式第4号



- *鉾田市土採取事業規制条例第14条該当
- *鉾田市土採取事業規制条例施行規則第9条適用

様式第5号(第11条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

様

氏名及び住所 (法人にあっては名称,代表者の) 氏名及び主たる事務所の所在地 電話番号

鉾田市土採取事業規制条例第5条第1項の規定による届出に係る地位を承継したので、同条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 届出書の受理年月日及び番 号 日 第 号 号
- 2 被承継者の氏名及び住所(法人にあっては,名称,代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
- 3 承継の原因

- 4 承継年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 届出者の住民票の写し及び身分証明書(法人の場合は法人登記簿謄本)
 - (2) 土地の使用権原を証する書面

様式第1号

道路使用計画書

1	道路の種類 及び路線名	道 道
2	使用道路敷地の 名 称 位 置	法敷, 側溝上, 路肩, 歩道, 地下, 空間等, 車道
3	使用道路の構造	セメントコンクリート 砂利等,舗装道 アスファルトコンクリート アスファルトコンクリート平板
4	道路使用の場所	市 字 番地 ~ 字 番地
5	道路使用目的	
6	使 用 期 間	年月日から年月日まで
7	使 用 延 長 使 用 幅 員	延長 メートル 幅員 メートル
8	公 図 写	
9	謄本	*必要により指示
10	同意書又は誓約書	* 市道使用に当たっての隣接者への同意書の提出
11	誓 約 書	*必要により市道使用に当たっての誓約書の提出
12	協 定 書	*必要により市道使用に当たっての協定書の提出
13	運搬時の注意事項	(ア) 常に歩行者等の安全に注意し、徐行するなど危険防止策を講ずること。 (イ) 運搬作業の時間は、午前8時から午後5時までとし、騒音公害になるような早期深夜の作業は行わないこと。なお、運搬作業その他これらに伴う事故及び損害等発生時の責任は、一切届出人が負うこと。

様式第2号

土 地 目 録

字	地	番	地	目	地籍 m²	所	有	者	住	所	氏	名	備	考

様式第3号

隣 接 地 同 意 書

土採取地

所有者氏名住所	土地の所在	地番	地目	面積	掘削土量

土採取を行う者

住 所	氏 名

上記土地について、土採取をすることに同意いたします。

氏 名

					年	月	日
隣接の土地所在				(地目:)	
隣接土地所有者	住	所					

様式第4号

意 見 書

土採取地

所有者氏名住所	土地の所在	地番	地目	面積	掘削土量

土採取を行う者

住 所	氏 名

上記の土採取についての意見は,	下記のとおりです。

年 月 日

住 所

区長

氏 名

様式第5号

土採取事業状況報告書

	工	採取爭業状	、沉報古書			
					年	月 日
鉾田市長	様					
	事					
	業	氏 名				
	者	作 成 者				
I 届出の状況		1				
 1 届出整理番号	受理年月日	3	年	月	日	
1 /HHH.TH 3	届出受理番号	클	3	Ě	号	
2 採取場所在地	鉾田市				□ 自记□ 借	己所有 地
3 当初規模	面積(m ²) 採耳	 放量(m ³)
4 採取期間	年	月	日 ~	年	月	日
II 採取場の管理状況 1 採取工法 □ 階段式		斜式	<u></u>	平面式		
2 管理状況① 採取場の稼動ア 搬出の状況						
	平均	台 (1	t 車)		
イ 搬出及び作			<i>b-36</i>	L 6-2	*	_
	(月 ~ (月 ~	月) 月)		寺 ~ 午後 寺 ~ 午後		
② 請負人及び現 《請負人》○ 氏○ 住○ 契約時	所					

	《現場責任者》					
	〇 氏 名					
	○ 住 所					
	〇 選任時期					
	○ 勤務体制					
3 ‡	指導技術基準に関す	でる事項				
ア	標識の表示					
	○ 届出標識	ある	ない	()
	○ 危険標識	ある	ない	()
1	立入禁止柵	ある	ない	()
ウ	出入口の扉	ある	ない	()
エ	施錠	ある	ない	()
オ	隣地保安距離	ある	ない	()
カ	土砂流出	ある	ない	()
丰	排 水 施 設	ある	ない	()
ク	ふんじん発生	ある	ない	()
ケ	騒音・振動	ある	ない	()
コ	公道の汚損等	ある	ない	()
	住民等からの苦情 <i>の</i> □ 有り 苦情があった場合	□ 無し	処理の概略を	記入して	てください。	
	采取の状況 土採取事業開始年月	日	年	月	日	
② -	土採取事業完了年月	1 日	年	月	日	
_	(完了予定)	· 13	年	月	Г	

	3 1	采取:	量等													
	ア	既	採取面	i積		(n	n^2)			
	イ	既	採取量			(n	n ³)			
	4 3	残存:	採取量	:等												
	ア	残	存採取	面積		(n	n^2)			
	イ	残	存採取	量		(n	n ³)			
Ш	その作	也の	事項((指示	きされた	を事項し	につい	いての	改善	状況	報告等	等を詞	記入、	くださ	(۱۷۰ <u>ة</u>	
(注	()	1	記入方	法												
			〇 該	当す	る口に	は,チ:	エック	表示	:し,	() は	,状剂	兄とこ	そのタ	才策等。	凶
			要事	項を	記入す	ける。										
		2	添付書	類												
			〇 残	存採	取量語	計算書	とそれ	1を示	ます図	面						
			〇 写	真	(採取場	易の現る	況が扎	巴握て	ぎきる	もの)					

様式第1号

土採取事業に関する事前協議申出書

年 月 日

鉾田市長 様

事業計画者

住 所

氏 名

(FI)

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

鉾田市において土採取を行おうと計画しておりますので、鉾田市土採取事業の規制に関する事前協議要領 2(1)の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

記

提出書類

- · 土採取事業計画書
 - (1) 採取場の位置図 (縮尺1/1,000程度)
 - (2) 採取場周辺見取図(縮尺1/1,000程度)
 - (3) 国道又は県道までの搬出路平面図(縮尺1/1,000程度)
 - (4) 採取区域の実測平面図(縮尺1/1,000程度)
 - (5) 採取区域の実測縦断面図に採取後の計画地盤を記載したもの (計画平面図及び縦断図)
 - (6) 採取場及び隣接する土地の公図写し
 - (7) 採取区域の土地登記簿謄本
 - (8) 届出者の住民票の写し及び身分証明書 (*法人の場合は,法人登記簿謄本及び代表者の身分証明書)
 - (9) 土地の使用権限を証する書類
 - (10) 雨水排水計画図
 - (11) 土砂流出防止計画図
 - (12) 事業経歴書
 - (13) 採取区域の土質検査を行った結果に関する書類(*任意提出書類)

土採取事業計画書

1 土の採取場の区域

所在	地番		地目	面積	土地を使用す	土地所有者の	
<i>1</i> 7/11	地 田田	現況	登記簿	平方メートル	る権利の種類	住所及び氏名	
計							

- 2 採取する土の量及び採取期間
- (1) 採取する土の量 総採取量 立方メートル
- (2) 採取期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 作業時間 時から 時まで
- 3 土採取事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項
 - (1) 土採取事業の方法

掘	削	の	手	段		
掘肖	削する	高さ	又は泊	架さ	最大メートル	
隣	地	<u>ک</u> 0)距	離	メートル	

(2) 土採取事業に従事する者の数

人

(3) 土採取事業のための施設

	採取(積込みを含む。)のための機械									
機械の名	幾械の名	1) T	採 取 能 力	台数	1日平均稼動時間	1 箇月平				
称	型式	公称能力	1時間当たり(m³)			均稼動時間				

(4) その他の施設

4 土採取事業に伴う土砂の崩壊流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

土 採 取 標 識 の 設 置 場 所	
囲い柵の設置及びその方法	
土砂等の流出の防止のための方法及び施設	
排水の処理のための方法及び施設	
ふんじんの発生の防止の方法	

5 土採取事業に係る採取場跡地の整備に関する事項

(1) 採取場跡地の土砂等の崩壊の防止方法

	WWW. To do may be																
	掘削面の高さ又は深さ								メートル								
土の採取後の掘削面	掘	肖!	J	面	の	2	ব	配	度								
	掘	削面	i に	設り	ナる	小具	役の	ф	メートル								
		植						草									
	緑化	種			ま			き									
		化					種		吹		付		け				
法面保護の法面保護の法							化	化	化	[_4	樹	種	及	び	樹	齢	
		.17A	本	数	及	び	面	積	本 平方メートル								
	そ			0,)			他									

(2) 採取跡地の処理方法

方 法	
処理計画の概要	

6 採取した土の搬出方法に関する事項

(1) 土の搬出方法

方	法							
能	カ							
1日当たりの搬出量					日当たりの	の搬出台数	搬出時間]
		立夫	デメー トル	5	近べ	七	時から	時まで
交	通監	視人	の数					
運搬車出入口の標識の設備の有無								
土石	かの飛散	防止	の方法	;				-

(2) 国道又は県道までの搬出路

距	離	及		び	巾	員
種						類
同	意		の	7	有	無
重	量	制	限	の	有	無
舗	装		の	7	有	無
通行	通行人に与える影響に対する配慮					

7 土採取事業の請負人及び現場責任者の氏名

請負人(住所・氏名・電話番号)	
現場責任者(住所・氏名・電話番号)	

8 土採取事業の目的

9 採取した土の搬出先の状況に関する事項

主たる士の搬出先の所在地	
搬出した土の処理方法	

様式第2号

関係法令手続報告書

年 月 日

鉾田市長 様

住 所氏 名電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

【土地利用規制関係法令】

関係法令	規制区域等	規制区域等の状況
1 自然公園法 茨城県立自然公園条例	含む 含まない	・特別地域(第1種 第2種 第3種) ・普通地域
2 自然環境保全法 茨城県自然環境保全条	含む 含まない	・自然環境保全地域(特別 普通) ・緑地環境保全地域
3 首都圏近郊緑地保全法	含む 含まない	・近郊緑地保全区域 (特別保全地区 保全地区)
4 都市計画法	含む 含まない	・風致地区 文教地区・その他()
5 都市緑地法	含む 含まない	・緑地保全地区
6 鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	含む 含まない	・鳥獣保護区域(特別 普通)
7 森林法	含む 含まない	・保安林区域・保安林予定森林、保安施設地区・地域森林計画対象民有林・その他()
8 農業振興地域の整備に 関する法律	きまない	・農業振興地域(農用地区域)・集団的優良農地・その他()
9 農地法	含む 含まない	・転用許可(第4条 第5条)・農地改良届
10 文化財保護法	含む 含まない	・貝塚, 古墳群, 遺跡, 城跡・その他()

関係法令	規制区域等	規制区域等の状況
11 砂防法	含む 含まない	・砂防指定区域
12 河川法	含む 含まない	・河川保全区域・河川区域・その他()
13 海岸法	含む 含まない	・海岸保全区域
14 地すべり等防止法	含む 含まない	・地すべり防止区域・その他()
15 急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	含む 含まない	• 急傾斜地崩壊危険区域
16 国土利用計画法	含む 含まない	一定面積以上の一団の土地
17 茨城県宅地開発事業の 適正化に関する条例	含む 含まない	・都市計画区域外
18 道路法 道路制限令	含む 含まない	・搬出路の規格
19 その他	含む 含まない	

【その他の関係法令】

関係	系法令	関係手続	手続の状況
1	騒音規制法	要	・特定建設作業の届出
	茨城県公害防止条例	不要	

様式第3号

土採取事業に係る地元関係者等の調整状況調書

年 月 日

鉾田市長 様

住 所:

氏 名:

連絡先:

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

			開	催	日	時	
			開	催	場	所	
							1 出席者: 名
説	明	会	出状	席	者	の 況	2 説明者
0	開	催					3 その他
							*説明概要,地域住民からの要望,説明者の回答などについて記載すること。
			開	催	状	況	また、開催できなかった場合は、その状況等を記載すること。
			欠の	席文		へ応	
放	流水	攺					- 無(有 ・ 無) 所及び氏名
	の管理		1	日生	14 0	バエガ	MX U LV泊

添付書類:説明会開催の場合は,説明会開催時の配布資料及び議事録 同意取得の場合は,地元関係者,隣接土地所有者,水路等管理者の同意書

[参考様式 新規届出・変更届出時の土地所有者の同意書]

土採取事業同意書

土採取地

所有者氏名住所	土地の所在	地番	地目	面積	掘削土量
				平方メートル	立方メートル

土採取を行う者

住	F	氏	名

上記土地について、	土採取事業をする	ー レ	に同意し	ナナ
上記 し担じ フィ・しょ	1.1木以 尹 未 化 り ん	-	(に)円息し	ノエリュ

年 月 日

土地の所在 鉾田市 (地目:)

土地所有者 住 所

氏 名 印

[参考様式 完了届出時の土地所有者の承諾書]

土採取事業完了承諾書

土採取地

所有者氏名住所	土地の所在	地番	地目	面積	掘削土量
				立士たい	ナモルル
				平方メートル	立方メートル

土採取を行う者

住	所	氏	名

上記 土物にく)(ハイ・土谷取事 美を売してる。 とに 承諾しまる	上記土地について	十採取事業を完了することに承諾し	まる
-----------------------------------	----------	------------------	----

年 月 日

土地の所在 鉾田市 (地目:)

土地所有者 住 所

氏 名 印

鉾田市土採取事業規制条例

平成17年10月11日 条例第126号

(目的)

- 第1条 この条例は、土を採取する事業(以下「土採取事業」という。)について必要な規制を行うことにより、土採取事業に伴う災害を防止するとともに採取跡地について緑化等による適正な整備をはかり、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (適用事業)
- 第2条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する土採取事業を除き、土の採取場(土を採取する一団の土地をいう。以下「採取場」という。)の面積が1,000平方メートル以上、又は採取場において採取する土の量が2,000立方メートル以上の土採取事業について適用する。
 - (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項の規定による許可に係る土 採取事業
 - (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による許可に係る土採取事業
 - (3) 鉱業法 (昭和25年法律第289号) 第63条第1項の規定による届出又は同条第2項(同 法第87条において準用する場合を含む。) の規定による認可に係る施業案に従って行 う土採取事業
 - (4) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による認可に係る採取計画に従って 行う岩石の採取に伴う土採取事業
 - (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る土採取事業
 - (6) 道路法(昭和27年法律第180号)第91条第1項の規定による許可に係る土採取事業
 - (7) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項の規定による許可に係る土採取事業
 - (8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可(同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合の許可を含む。)に係る土採取事業
 - (9) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による 許可に係る宅地造成等に関する工事として行う土採取事業
 - (10) 河川法(昭和39年法律第167号)第25条,第27条第1項,第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土採取事業
 - (11) 首都圏近郊緑地保全法 (昭和41年法律第101号) 第7条第1項の規定による届出に 係る土採取事業
 - (12) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土採取事業
 - (13) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可に係る開発行為として行う土採取事業
 - (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第 1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業
 - (15) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定による許可又は第27 条第3項の規定による許可に係る土採取事業

- (16) 茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例(昭和45年茨城県条例 第20号)第2条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- (17) 茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)第6条第4項の規定によ る許可又は同条例第8条第1項の規定による届出又は同条例第13条第1項の規定に よる届出に係る土採取事業
- (18) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土採取事業
- (19) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土採取事業

(土採取事業を行う者の責務)

- 第3条 土採取事業を行う者は、次に定める事項について必要な措置を講じなければなら ない。
 - (1) 土採取事業に伴う災害の発生の予防
 - (2) 災害及び公害が発生した場合の補償及び復旧の措置
 - (3) 採取場跡地の緑化等適正な整備
 - (4) 事業者が採取場出入りのために使用する市道等の損傷が認められた場合の補修又
- 2 土採取事業を行う者は、土地所有者と十分に協議の上、当該土採取事業について、苦 情及び紛争が生じないよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

- 第4条 採取場の土地所有者は、土採取事業によって生ずる災害及び跡地の環境整備につ いて共同の責任を負うとともに、土採取事業を行う者が前条第1号から第3号までの規 定により講ずる措置に協力しなければならない。
- 2 土地所有者は、当該土採取事業が適正に行われるように近隣地権者に配慮しなければ ならない。

(採取計画の届出)

- 第5条 土採取事業の事業主(土採取事業の請負契約の注文者又は請負契約によらないで 自ら土採取事業を行う者をいう。以下同じ。)は、土採取事業を行おうとするときは、当 該土採取事業に着手する日の15日前までに規則で定めるところにより,当該土採取事業 に係る採取場ごとに当該土採取事業の事業主の氏名及び住所(法人にあっては名称、代 表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに採取計画を市長に届け出なければならな い。ただし、災害その他非常の事態の発生により、土採取事業を緊急に行う必要がある 場合には、当該土採取事業を完了した後、速やかに、規則で定めるところにより、市長 に届け出なければならない。
- 2 前項の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 採取場の区域
 - (2) 採取する土の量及び採取期間
 - (3) 土採取事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項
 - (4) 土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項
 - (5) 土採取事業に係る採取場跡地の整備に関する事項
 - (6) 採取した土の搬出方法に関する事項
 - (7) 土採取事業の請負人及び現場責任者の氏名

- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第1項の土採取事業の事業主は、同項の規定による届出にあわせて、採取場及びその 周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を提出しなければならない。 (変更の届出)
- 第6条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号から 第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あら かじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土採取事業の事業主の氏名 及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)又は同条第 2項第7号及び第8号に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、遅 滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(遵守義務)

- 第7条 土採取事業の事業主又は土採取事業の請負人は、第5条第1項の規定による届出に係る採取計画(同条第2項第1号から第6号までに掲げる事項に限る。前条第1項の規定による変更の届出をしたときは、その変更後のもの)に基づき、適正に土採取事業を行わなければならない。
- 2 土採取事業に関して他法令等が適用となる場合には、その許認可を得るものとする。 (計画変更の勧告)
- 第8条 市長は,第5条第1項又は第6条第1項の規定による届出があった場合において, 当該届出に係る土採取事業に伴い土砂の崩壊・流出及びふんじんの発生(以下「土砂の 崩壊等」という。)のおそれがあると認めるとき,当該届出に係る採取場の跡地の適正な 整備が行われないと認めるとき及び他法令等の違反若しくはそのおそれがあると認め るときは,当該届出をした者に対し,当該届出に係る採取計画の変更を勧告することが できる。

(措置命令)

第9条 市長は、第5条第1項の規定による届出に係る土採取事業に伴い、土砂の崩壊等のおそれがあると認めるとき、又は他法令等の違反若しくはそのおそれがあることにより採取場の跡地の適正な整備が行われないと認めるときは、当該土採取事業の事業主又は請負人に対し、期限を定めて、土の採取の方法の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(停止命令)

- 第10条 市長は、土採取事業の事業主又は請負人が前条の規定による命令に従わないときは、それらの者に対し、当該土採取事業を停止することを命ずることができる。
- 2 市長は、土採取事業の事業主が第5条第1項若しくは第6条第1項の規定に違反して 届出をせず、又は土採取事業の事業主若しくは請負人が第7条の規定に違反して土採取 事業を行っているときは、それらの者に対し当該土採取事業を停止することを命ずるこ とができる。

(緊急措置命令)

第11条 市長は、第5条第1項の規定による届出に係る土採取事業に伴う土砂の崩壊等を 防止するため緊急の必要があると認めるとき、又は他法令等の違反若しくはそのおそれ があることにより採取場の適正な整備が行われないと認めるときは、当該土採取事業の 事業主・土採取事業の請負人又は現場責任者に対し、当該土採取事業の停止を命じ、又 は必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該土採取事業の 停止を命じ、又は必要な措置をとることを命じようとする者が、当該土採取事業の現場 にいないときは、当該土採取事業に従事する者に当該土採取事業の停止を命ずることが できる。

(完了の届出等)

- 第12条 第5条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土採取事業を完了 し、廃止し又は停止(第10条又は前条の規定による場合を除く。)したときは、規則で定 めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土採取事業が第5条 第1項の規定による届出に係る採取計画(同条第2項第5号に掲げる事項に限る。第6 条第1項の規定による変更の届出をしたときは、その変更後のもの。以下次条第1項に おいて同じ。)に適合しているか否かについて確認するものとする。

(採取後の措置命令)

- 第13条 市長は、前条第2項の規定による確認に係る土採取事業が、第5条第1項の規定による届出に係る採取計画に適合しないことを認めたときは、当該土採取事業の事業主に対し、当該土採取事業を当該採取計画に適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第2項の規定による確認を受けた土採取事業 に係る採取場の跡地について、当該土採取事業に伴う土砂の崩壊及び流出による災害を 防止するため必要があると認めるときは、当該土採取事業の事業主に対し、当該土採取 事業が完了し、又は当該土採取事業を廃止した日から2年以内に限り、期限を定めて必 要な措置をとることを命ずることができる。

(標識の掲示)

第14条 第5条第1項の規定による届出をした者は、当該土採取事業が完了する日まで、 当該届出に係る土採取事業の採取の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該 土採取事業の事業主の氏名又は名称その他の規則で定める事項(第6条第1項若しくは 第2項の規定による変更又は次条第2項の規定による承継の届出をしたときは、その変 更又は承継後のもの。)を記載した標識を掲示しなければならない。

(承継)

- 第15条 第5条第1項の規定による届出をした者について、相続、合併又は当該届出に係る土採取事業の譲渡があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により土採取事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は当該土採取事業の譲渡に係る譲受人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により、第5条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、 規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定により地位を承継した者は、第5条第1項の規定による届出をした者が 市及び地域住民等との協定を結んでいた場合、その協定等も遵守するものとする。

(立入検査)

- 第16条 市長は,第8条から第11条まで及び第13条に規定する権限を行う必要がある場合においては,その職員に,土採取事業の事業主及び請負人の事務所,採取場又は採取場の跡地に立ち入り,土採取事業の状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係 者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収等)

- 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土採取事業の事業主及び請負人に対し、土採取事業に関し必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。 (協定)
- 第18条 市長は、土採取事業の事業主及び請負人並びに採取場の土地の所有者と、この条例の目的を達成するため、必要と認める事項について協定を結ぶことができる。 (施行の確保)
- 第19条 市長は、土採取事業の事業主又は請負人が、この条例の規定に違反して、土採取 事業を行ったときは、それらの者に対し、この条例の適正な施行を確保するため、必要 な行政措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第11条の規定による命令に違反した者
- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第9条の規定による命令に違反した者
 - (2) 第13条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第5条第1項又は第6条第1項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第16条の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第6条第2項の規定による届出をしなかった者
 - (2) 第12条第1項の規定による届出をしなかった者
 - (3) 第14条の規定による標識を掲示しなかった者
 - (4) 第15条第2項の規定による届出をしなかった者
 - (5) 第17条の規定による報告をせず、資料を提出せず又は虚偽の報告をした者 (両罰規定)
- 第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第21条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の旭村土採取事 業規制条例(昭和49年旭村条例第8号),鉾田町土採取事業規制条例(昭和49年鉾田町 条例第20号)又は大洋村土採取事業規制条例(昭和49年大洋村条例第10号)(以下これ らを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分,手続その他の行為は,それ ぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に届出されている土採取事業については、なお従前の例によ
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例によ る。

鉾田市土採取事業規制条例施行規則

平成17年10月11日 規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、鉾田市土採取事業規制条例(平成17年鉾田市条例第126号。以下「条 例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

- 第2条 条例第2条第18号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。
 - (1) IR各社
 - (2) 日本電信電話株式会社
 - (3) 独立行政法人都市再生機構
 - (4) 日本道路公団
 - (5) 独立行政法人水資源機構
 - (6) 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構
 - (7) 独立行政法人労働者健康福祉機構
 - (8) 独立行政法人雇用·能力開発機構
 - (9) 独立行政法人環境再生保全機構
 - (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (11) 茨城県農林振興公社
 - (12) 茨城県教育財団
 - 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第2条に定める法人 (13)
 - (14) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第2条に定める法人
 - (15) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第11条に定める法人
 - (16) 県又は市町村が加入し又は出資している民法(明治29年法律第89号)第34条に定 める法人
- 第3条 条例第2条第19号の規定による規則で定める土採取事業は、茨城県砂防指定地管 理条例施行規則(平成15年茨城県規則第49号)第4条の規定による許可に係る土採取事 業とする。

(採取計画の届出)

- 第4条 条例第5条第1項本文の規定による届出は、土採取事業届出書(様式第1号)を 提出して行うものとする。
- 2 条例第5条第1項ただし書の規定による届出については,前項の規定を準用する。こ の場合において、条例第5条第2項第3号、第4号及び第6号に係る事項は、記載する ことを要しない。

(届出事項)

- 第5条 条例第5条第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 土採取事業の目的
 - (2) 採取した土の搬出先の状況に関する事項

(添付書類)

- 第6条 条例第5条第3項の規定による規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものと する。
 - (1) 土の採取場(以下「採取場」という。)の位置を示した縮尺50,000分の1以上の図面
 - (2) 採取場及びその周辺の状況を示した縮尺1,000分の1以上の見取図
 - (3) 採取場から国道又は県道までの間の通路の縮尺1,000分の1以下の平面図
 - (4) 採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の実測平面図
 - (5) 採取場の土地の実測縦断面図に当該土地の採取後の計画地盤を記載したもの(計画平面図及び縦断図)
 - (6) 採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し
 - (7) 採取場区域の土地登記簿謄本
 - (8) 届出者の住民票の写し及び身分証明書(法人の場合は,法人登記簿謄本)
 - (9) 土地の使用権原を証する書類(土採取等区域が自己所有でない場合に限る。)
 - (10) 採取場に隣接する土地所有者の同意書及び区長の意見書 (変更の届出)
- 第7条 条例第6条第1項及び同条第2項の規定による届出は,土採取事業変更届出書(様式第2号)を提出して行うものとする。

(完了の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、完了(廃止・停止)届出書(様式第3号) を提出して行うものとする。

(標識の掲示)

第9条 条例第14条の規定による標識の掲示は、土採取事業規制条例による土採取事業標識(様式第4号)により行うものとする。

(掲示事項)

- 第10条 条例第14条の規定による規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 条例第5条第1項の規定による届出の受理年月日及び受理番号
 - (3) 採取する土の量及び採取期間
 - (4) 土採取事業を行う土地の面積
 - (5) 採取場及びその周辺の状況を示す見取図
 - (6) 現場責任者の氏名

(承継)

第11条 条例第15条第2項の規定による届出は、承継届出書(様式第5号)及び承継を証明する書類を提出して行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第16条第2項の規定による身分を示す証票は、身分証明書(様式第6号)によるものとする。

(受理書の交付)

第13条 市長は、条例第5条第1項、第6条第1項、同条第2項、第12条第1項又は第15条第2項の規定による届出を受理したときは、受理書(様式第7号)を当該届出をした

者に交付するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の旭村土採取事業規制条例施行規則(昭和 56年旭村規則第5号), 鉾田町土採取事業規制条例施行規則(昭和49年鉾田町規則第11 号) 又は大洋村土採取事業規制条例施行規則(昭和49年大洋村規則第3号)の規定によ りなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたも のとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に届出されている土採取事業については、なお、従前の例に よる。

鉾田市土採取事業規制条例指導要領

平成 17 年 10 月 11 日 訓令第79号

I 総則

1 土採取事業(土を採取する事業)の意義

一般的に土採取事業という場合には、一定の利用目的をもって土を掘削しこれを他 に移動する事業を意味するが、この条例は、土採取事業に伴う災害を防止するととも に採取跡地の適正な整備をはかることにあるので,この目的に照らし合わせて「採取」 という語句の一般的意味にとらわれず、単なる十の掘削又は切取り等であっても災害 の発生等につながると一般的に認められる場合は、この条例が当然適用されるもので ある。

2 自然環境の保全

この条例においては、土採取事業に伴う災害の防止にあわせて採取跡地について緑 化等により適正な整備をはかり自然環境を保全することを目的に掲げてあるが、これ は最近の自然環境保全運動の高まりの中で、自然と生活の調和した良好な生活環境を 保全することが、住民全部に課せられた義務であるという理由によるものである。従 って、緑の保護と緑化の推進という大きな責務を認識の上条例の施行に当たることが 必要である。

3 土採取事業を行う者の責務

土採取事業を行う者は、土採取事業に伴う災害を防止するための防災計画をその地 形、その他周辺の状況を十分に調査し、計画排水量の算出により調整池及び堰堤を講 ずること。また、排水等を放流する場所が、水路・河川・湖沼である場合は、その利 害に関係する法人・団体等と事前に協議すること。

4 土地所有者の責務

土採取事業を行う者と土地所有者が異なる場合、本条例にいう目的に合致しない土 採取事業が行われ、往々にして採取跡地が適正な整備をなされないまま放置されてい るような例も見受けられる。

この条例は、本質的には土採取事業を行う者に適用するものであるが、本条例の趣 旨に沿った土採取事業を行うには土地所有者の協力が不可欠であるという認識に立ち、 第4条において土地所有者の責務を規定したものである。

5 適用除外について

この条例において適用除外になるものは,

- (1) 公共団体及び公共的団体が直接行う行為又は工事
- (2) 各根拠法令等に基づいて行われる直接の行為又は工事に限られ、根拠法令等に 基づく場合でも、当該行為又は工事に必要な「土」を確保するため別の場所で土 採取を行う行為は適用除外にならない。

土採取事業の届出に必要な書類

(1) 土採取事業届出書

土採取事業の届出書の記載事項の中に採取期間の定めがあるが、土量と採取場 所及び搬路との密接な関係があるため、慎重に対応しなければならない。土量と

採取場所から搬路での諸条件(農繁期中,祭事中,その他)による期間の設定, その他諸条件による期間の設定等それぞれの条件を勘案し期間を定めるものとす る。なお、原則として最高で2年を期間と定めるものとし、期間延長については、 1回、最高で2年を定めるものとする。

- (2) 土の採取場(以下「採取場」という。)の位置を示した縮尺50,000分の1以上 の地図
- (3) 採取場及びその周辺の状況を示した縮尺 1.000 分の 1 以上の見取図
- (4) 採取場から国道又は県道までの間の通路の平面図 採取場から国道又は県道までの間の通路状況を示した縮尺 1,000 分の 1 以下の 図面。この図面は、通路が専ら土採取事業の搬路として使用される場合、道路機 能及び構造・空間的秩序に支障を及ぼさないか、あわせて緊急時での対応その他 の諸問題を把握するために重要な図面として使用されるものなので、たとえ国・ 県道までの距離が遠距離であっても縮尺は 1.000 分の 1 を超えるものは、使用し てはならない。道路管理上、様式第1号を提出すること。
- (5) 採取場の土地の縮尺 1,000 分の 1 以上の実測平面図
- (6) 採取場の土地の実測縦断面図に当該土地の採取後の計画地盤面を記載したも の(計画平面図及び縦断図)
- (7) 採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (8) 採取場及びこれに隣接する土地所有者の登記簿謄本 (7)、(8)について係る土地を把握するため、土地目録書を様式第2号に従い提出 すること。
- (9) 採取場に隣接する土地所有者の同意書及び区長の意見書 隣接所有者からの同意書は様式第3号、区長の意見書は様式第4号によるもの とする。
- 土採取事業届出書等を受理する場合の留意事項
 - (1) 土採取事業の届出があった場合には、届出者が土の採取を行う土地について権 利関係の調整を完了しているか事情を聞き、土地所有者、地元民との調整あるい は他法令等による許可又は認可を必要とする事項等に不備があるときは、届出者 自ら権利関係の調整を十分行うよう指導し、補完後届出書を受理するものとする。 特に,他法令等の許可,認可等を必要とする事項の場合は,当該処分等を受け ているか又は受ける見込みのあることを書面その他によって確認するものとする。
 - (2) 土の採取を行う土地についての権利関係についても可能な限り確認(特に土地 の所有者の同意を確認する。) するものとし、条例第18条に基づきこの条例の目 的を達成するため必要と認める事項について、協定を結ぶものとする。
 - (3) 届出書の受理については、その書類及び図面その他案件について各関係機関と 協議会を開き、協議会の意見を十分検討した上で受理するものとする。
 - (4) 過去に受理をした採取計画の採取が完了する前に、新たな届出をしてきたもの については、当該採取の完了後に受理するものとする。
 - (5) 土採取事業届出書の各届出事項の審査は、「土採取事業指導技術基準」により 行うものとする。

- (6) 土採取事業変更届出書,完了(廃止,停止)届出書,承継届出書には,土地所 有者の承諾書を添付すること。
- 8 措置命令等について
 - (1) 措置命令
 - ① 基準

土採取事業に起因して土砂の崩壊・流出及びふんじんの発生のおそれのある とき、又は他法令等の違反若しくはそのおそれがあることにより採取場の跡地 の適正な整備が行われないと認めるときにその緊急性・周辺の状況に応じて発 動するものとする。

② 命ずる内容 期限を付して土の採取に伴う災害防止, その他必要な措置を命ずる こと。

- (2) 停止命令
 - 対象
 - 1) 措置命令に違反して土の採取を行っている土採取事業の事業主又は請負人
 - 2) 無届けで土の採取を行っている土採取事業の事業主
 - 3) 届出内容に違反した土採取事業の事業主又は請負人
 - ② 命ずる内容
 - 1) 土採取事業を停止すること。
 - 2) 土採取事業を一時停止し、措置命令を履行すること。
 - 3) 土採取事業を一時停止し、採取計画を届出させること。
- (3) 緊急措置命令
 - ① 対象
 - 1) 土採取事業の事業主,請負人又は現場責任者
 - ② 命ずる内容
 - 1) 土採取事業を一時停止し、災害防止、その他必要な措置をとること。
- (4) 採取後の措置命令
 - ① 対象
 - 1) 土採取事業の完了届を提出した者
 - ② 命ずる内容

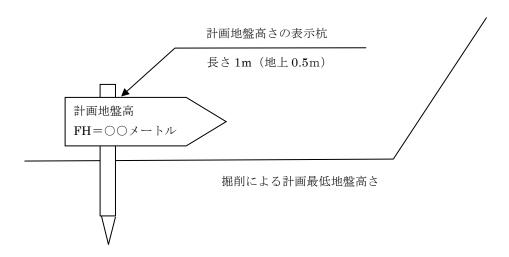
採取跡地が荒廃したまま放置されている場合であって, 災害防止, 周辺の環 境保全等の状況を総合的に判断し、跡地の処理を必要とする場合で次のことを 命ずるものとする。

- 1) 必要な防災措置をとること。
- 2) 緑化すること。

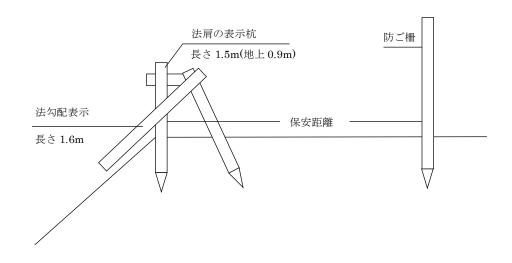
9 表示杭の設置

採取場の区域、掘削面の法勾配、掘削面の高さ及び掘削面の深さ等の表示杭を設置 すること。

○計画地盤高さの表示杭



○隣接地との保安距離及び勾配表示杭



10 立入検査

立入検査を行う場合, 土採取が適正に行われているか確認し, この目的達成のため, 必要に応じ資料の提出及び様式第5号により報告を求める。

11 土採取事業区域内に存する国有財産等の取扱いについて 市道、農道、水路、ため池その他の国有財産について、各関係機関と事前協議した 後、協議会を開きその処置をしていく。

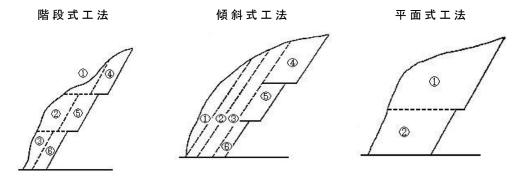
Ⅱ 土採取事業指導技術基準

1 掘削について

採取工法は、通常「階段式工法」「傾斜式工法」「平面式工法」で行い、いわゆる「エ グリ掘り」は行わないこと。また、採取後の最終法面は、(2)最終法面のような安定法 面を確保するものとし、隣地との保安距離は、最少限度2メートル以上とし、隣地に 宅地、国道、県道、農道、市道、認定外道路並びに鉄道及び鉄塔の敷地がある場合5 メートル以上、隣地に屋根等の建物がある場合は、当該建物の軒下から 10 メートル 以上の距離をとること。

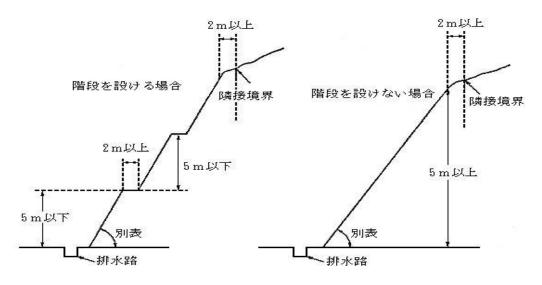
(1) 採取工法

条例が、土の採取に伴う土砂の流出等の災害防止を主眼としていることから、採 取途中の災害防止に努めるものとし、極力「切下げ方式」を採用すること。



(2) 最終法面

最終法面は,図のとおり階段を設ける場合及び設けない場合とがあるが,極力, 階段を設けること。なお、階段を設ける場合は、切土高5m以下で、階段幅は2 m以上とする。



(3) 掘削の深さ

掘削の深さは、掘削する場所の周辺の土地のうちの最も低い部分よりも低くしな いものとすること。

(4) 切土の標準勾配

切土の標準勾配は、土質及び切土高に応じ、別表「切土の標準勾配」に示す角度 以下にすること。ただし、1日の作業終了時の勾配が、標準勾配に達する見込みの 場合は、土質・気象条件・作業機械の能力等を勘案し、標準勾配の10%を超える範 囲内で、掘削することを許容してよい。

別表

切土の標準勾配

土質	切土高 5 m以上の場合	切土高 5 m以下の場合	
軟岩(風化の著しいものを除	60°	70°	
<∘)		10	
風化の著しい岩	40°	50°	
砂利・真砂土・粘土その他こ	35°	45°	
れらに類するもの	59	40	

2 災害防止等について

(1) 崩壊防止対策

- ① 現場責任者は、絶えず地山の亀裂・陥没等の異常の有無並びに含水、湧水の状 態を監視するとともに、計画的採取に努めること。
- ② 1日の作業終了時に、落石、倒木のおそれある浮石や立木がある場合は、その 日のうちに除去すること。
- ③ 気象状況に絶えず留意し、早目に作業中止するとか危険箇所の処置をする等適 切な措置を講ずること。

(2) 土砂流出対策

土採取中、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう事業地内の土砂 による土俵積や土盛堤又は柵等の仮設工を行い完了後も土砂流出のおそれがある 場合は、コンクリート擁壁又は事業地内の土砂による土盛堤施設を築造し、土砂の 流出に対処すること。

(3) 排水施設

- ① 土採取中、表面水によってのり面が洗掘されたり崩壊したりするおそれのある 場合は、のり肩に接する地山に、のり肩に沿って素掘側溝、コンクリートトラフ 等による排水溝を設置し、地山よりの流水がのり面に流れ込まないよう処置する こと。また, 完了後は, のり肩線又は小段に集排水施設を設け縦排水溝, 斜水溝, 更に接合点には集水桝等も考慮して円滑に排水すること。
- ② 湧水によってのり面が洗掘されたり崩壊したりするおそれのある場合は、水抜 きのための水平孔、盲渠等を設置して湧水の排除措置を講ずる こと。

(4) 採取跡地の保全対策

採取行為を完了し又は廃止したときは、跡地の崩壊を防止するため、法面には保 護工を施行すること。なお、必要に応じてふんじん発生の防止を計ること。

(5) 跡地の利用計画

採取跡地の利用計画は、周辺の環境と調和するよう配慮すること。また採取しよ うとする土地が農地の場合は農地に復元すること。ただし、農地に使用する土は、 当該採取場の表土を使用するものとし、それに係る盛土は、1mまでとする。

他の土地からの土を搬入する場合は、農地改良届、及び残土条例の適用を受ける ものとなり、法面の緑化保護後、土採取事業を完了し、新たに、残土条例等の許可 申請を行うこと。

3 公害及び保安対策について

(1) 標識

届出標識及び危険標識は、それぞれ見やすい位置に設置して危険度の減少に努め ること。なお、標識の材質について、脚の材料は杉角材(2寸5分)を使用。板材 はベニヤ合板を使用し、平トタンに白ペンキを塗った下地に黒で枠を取り黒で記載 すること。

(2) 立入禁止柵

採取場内は、一般の立入りを禁じ、周囲は有刺鉄線柵、トタン塀、板塀等によっ て囲い、出入口には扉を設け標識をつけること。

(3) 騒音対策

始業・終業の時間を明確にして騒音公害になるような早朝、深夜作業は行わない こと。

(4) ふんじん等の対策

採取場からのふんじん、運搬路から生ずるホコリ等が周辺の生活環境を阻害しな いよう散水、防じん材散布及び運搬車両の洗い場を設置する等適切な措置をとるこ と。また、排水処理の末端が周辺の民地、田畑等に害を及ぼさぬよう処置を講ずる こと。

4 交通対策について

- (1) 運搬車の公道への出入口等必要な箇所には、交通整理員を配置して、交通の危険、 渋滞の除去に当たり主要な通学・通園路に当たる箇所については、特に安全上の配 慮をすること。
- (2) 積込場所において規定積載量を超えないよう留意するとともにふんじん防止の ため、車両には必ず全面シートを装置し、路面を汚損したときは、速やかに清掃す ること。

5 緑の保護と緑化について

- (1) 樹林のうち、景観上その他の見地から重要と思われるものについては、極力その 全部又は一部の保存を図ること。
- (2) 採取跡地の法面については、原則として緑化することとし、周辺の状況、掘削前 の状態を考慮して次のとおり植樹、植草等を行うこと。
 - ① 採取に当たり、山林の一部を伐採し付近の景観を悪化させた場合は、植樹、植 草を併用して行い緑の復元を図るものとする。
 - ② 前記以外の場合は、植草・種子吹付けを行うものとする。
- (3) 採取跡地と法面の保護工法は、次の参考図等をもとに適切に行うこと。

(参考)

斜面の保護工法

- 1 萱筋工, 筋芝工, 植生盤等……小段肩に使用
- 2 種まき工

チラカシバ, カゼグサ, エノコログサ, コマツナギ, メドハギ, ヤマハギ, クロマ ツ、アカマツ、オヒジワ、メヒジワ、ヨモギ、センダイハギ、クローバー、クヌギ等 の種子を肥土と混ぜてまく。

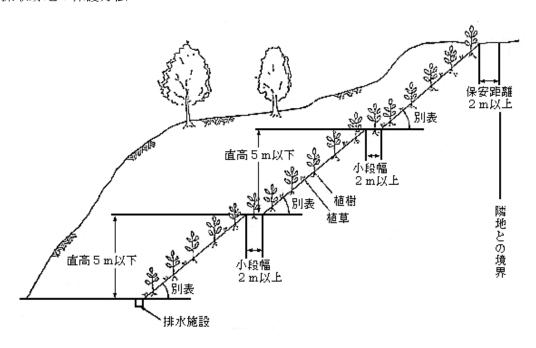
3 吹付工

オヒジワ、メヒジワ、ヨモギ、センダイハギ、クローバー等の牧草の種子を肥土と 混ぜて吹き付ける。

- 4 植生盤張付工
- 5 岩盤法面には、葛、つた等つる性の植物を植栽すること。
- 6 植栽樹種

乾燥に強く土壌の緊縛力が強く気候、風土にマッチして成育するもの。 クヌギ、サクラ、ウバメカシ、クロマツ、アカマツ、ハンノキ属(ヤシヤブシ、ヒメ ヤシヤブシ,マヤハンノキ)ニセアカシカ,ネムノキ……暖地 イタチハギ、ハギ、エニシダ、ハコネウツギ、アキグミ……灌木につき喬木と混植

採取跡地の保護方法



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の鉾田町土採取事業規制条例指導要領(平成17年鉾田町訓令第4号)又は大洋村土採取事業規制条例指導要領(昭和52年大洋村訓令第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際、現に届出されている土採取事業については、なお従前の例による。

鉾田市土採取事業の規制に関する事前協議要領

平成 17 年 10 月 11 日 訓令第 80 号

1 目的

この訓令は、鉾田市土採取事業規制条例(平成17年鉾田市条例第126号。以下「条例」という。)第5条第1項及び第6条第1項の規定による届出に係る必要な手続を定め、当該受理事務の適正かつ円滑な執行を図ることにより、土採取事業に伴う災害の防止を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 事前協議の手続

- (1) 条例に基づく土採取事業(変更届出を含む。)を行おうとする者(以下「事業計画者」という。)は、あらかじめ、土採取事業に関する事前協議申出書(様式第1号。以下「事前協議申出書」という。)を市長に提出するものとする。
- (2) 事前協議申出書は関係書類を添付し,正本1部,副本5部提出するものとする。
- (3) 変更届出に伴う事前協議書には2(2)の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。
- (4) 市長は、事業計画者より事前協議申出書の提出を受けた際は、各関係機関と協議会を開催し、各関係課から意見を集約し、事業計画者へ伝えるものとする。
 - これを受けて、届出事項に修正や他法令の許認可を要する場合は、事業計画者はこの調整及び他法令の許可申請等を行わなければならない。また、その手続の状況を関係法令手続報告書(様式第2号)により報告すること。
- (5) 事業計画者は、市長の指導に基づき地元関係者に対する説明会を開催し、地元区長の意見書(指導要領様式第4号)若しくは同意書を取得しなければならない。
 - また,説明会の開催状況を土採取事業に係る地元関係者等の調整状況調書(様式第3号)により報告すること。
- (6) 市長は、事前協議が終了した場合は、その結果を事業主に通知するものとする。
- 3 地元関係者に対する説明会等
 - (1) 事業主は、周辺の地域の住民の理解を得るため、地元関係者に対する説明会を開催する場合、地元関係者の範囲は次のとおりとする。
 - ア 周辺地域住民の範囲は、地元区長と相談し決めた範囲の住民
 - イ 採取区域の敷地に隣接する土地の所有者
 - ウ 採取区域の排水等を放流する水路の管理者
 - エ 採取区域の区長
 - (2) 地元関係者に対する説明会の開催に代わり、地元関係者から同意を取得する場合にあっては、当該同意書には次の事項を記載しなければならない。
 - ア 事業主の住所及び氏名(事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地 並びに名称及び代表者の氏名)
 - イ 採取区域の地番及び面積
 - (3) 同意書には、同意者の住所及び氏名が自署され、その者の押印がされていなければ ならない。

4 関係課協議会

- ・都市計画課(土採取事業規制条例担当課,都市計画法(昭和43年法律第100号))
- ·建設課(市道管理者,道路法(昭和27年法律第180号)·道路制限令)
- ・産業経済課 (森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)・農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号)・砂利採取)
 - ・生活環境課 (残土条例・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号))
 - ・農業委員会(農地法(昭和27年法律第229号)・農地改良届)
 - ·生涯学習課(文化財保護法(昭和25年法律第214号))
- 5 事前協議の失効

地元区長から 2 (4)の意見書の提出があった日から起算して 1 年以内に条例第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の届出がない場合は、事前協議申出書が取り下げられたものとみなす。

附則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

鉾田市土採取事業規制条例に関するお問い合わせ窓口

鉾田市 建設部 都市計画課 都市計画係

 \mp 3 1 1 - 1 5 9 2

鉾田市鉾田1444番地1 鉾田市役所2階

電 話 0291-33-2111 (代表)

77977 0291-32-4443